

## 手荷物一時預り約款

観光をより快適に行っていただく為、お客様のお荷物を一時お預かりします。  
ご利用の場合は当約款によるものとします。

### 1. 預入できないもの

- ① 現金その他、貴重品、有価証券類、パスポート、その他貴重品と判断したもの
- ② 遺骨、位牌、美術品全般
- ③ 動物・植物・魚介類
- ④ 揮発性、または、爆発物等の危険品及び化学薬品類
- ⑤ 鉄砲・刀剣類及び犯罪の用に供される恐れのある物
- ⑥ 臭気を発するもの、腐敗・変質しやすい物、不潔な物
- ⑦ 法律で所持携帯を禁じられた物
- ⑧ その他保管に適さないと認められるもの
- ⑨

### 2. 預入料金

1日1個1回につき **1,000円**(サイズ規定なし)

### 3. 預入期間

預入時から当日午後5時半まで  
※日・祝に関しては午後5時まで  
※当日、預入期間を過ぎた場合、1回分の追加料金を加算致します。

### 4. 預入期間経過後の処理

預入期間を超え、なお連絡のない場合、預入開始日から数えて7日間保管いたします。

但し、この場合もこの約款の規定によります。

### 5. 預入できない物を預けた場合等の処理

預入期間中及び預入期間経過後の保管中において、その預入品が第1項(預入できないもの)に該当する疑いのあるときは、当方においてその実情に応じ、開披、保管破棄、そのほか適切な処理をすることがあります。

### 6. お引取りのない場合等の処理

7日を経過してもお引取りのない預入品は、当方において所定の処分をし、その代金は保管料その他の費用に充当します。

### 7. 事故による責任

次の各号の場合は、預入品の滅失、又は毀損等の損害を生じても当方はその責任を負いません。

- (ア) 1.(預入できないもの)に掲げる品への滅失、または毀損等の損害
- (イ) 天災事変等の不可抗力による場合
- (ウ) 司法権等の発動により関係官公署から、収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- (エ) 第三者の不法行為による滅失又は毀損等の損害
- (オ) その他、当方の責めに帰さない場合

### 8. その他

期間経過の預入品のお引渡し場所及びお問合せ場所

株式会社富士富

住所：静岡県富士市本町5-1

TEL：0545-67-0706

営業時間：火～土 午前8時30分～午後5時30分

日・祝 午前9時～午後5時 毎週月曜定休